

○ 鈴鹿工業高等専門学校クリエーションセンター規程

〔 平成 25 年 3 月 7 日
規 則 第 9 3 号 〕

最終改正令和 3 年 7 月 7 日

鈴鹿工業高等専門学校クリエーションセンター規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）
第 5 条の規定に基づき、クリエーションセンター（以下「センター」という。）の運営に関し、必
要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの運営並びに実習用機器、諸材料の運用及び保守に関すること。
- (2) センターにおける学生の教育指導に関すること。
- (3) センターに関する日常の事務処理に関すること。
- (4) その他センターの運営に必要な事項

(センター長)

第 3 条 センターにセンター長を置き、校長が指名する。

2 センター長は、校長の命を受けてセンターの業務を掌理する。

(センター運営担当)

第 4 条 センターに運営担当を置く。

2 運営担当は、センター長の命を受けてセンターの業務を処理する。

3 運営担当は、センター長、各科教員、教育研究支援センター職員、事務担当をもって充て、校長
が指名する。

(庶務)

第 5 条 センターの庶務は、学生課で処理する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営その他必要な事項は、教務委員会の議を経て、
校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

実習センター規則（平成 16 年規則第 33 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 7 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。